

令和2年2月28日  
(照会先)  
リスク統括部  
リスク統括部長 川田 高寛  
(電話直通 03-6892-7744)  
経営企画部広報室  
広報室長 山田 勝  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 事務処理誤り等(令和2年1月分)について

令和2年1月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和2年1月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 令和2年1月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが56件、平成30年度が40件、平成29年度が21件、平成28年度が10件、平成27年度が6件、平成26年度以前が61件、合計194件(市区町村において発生した20件、委託業者等が発生させた25件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な159件について、一覧で事象をお示ししています。

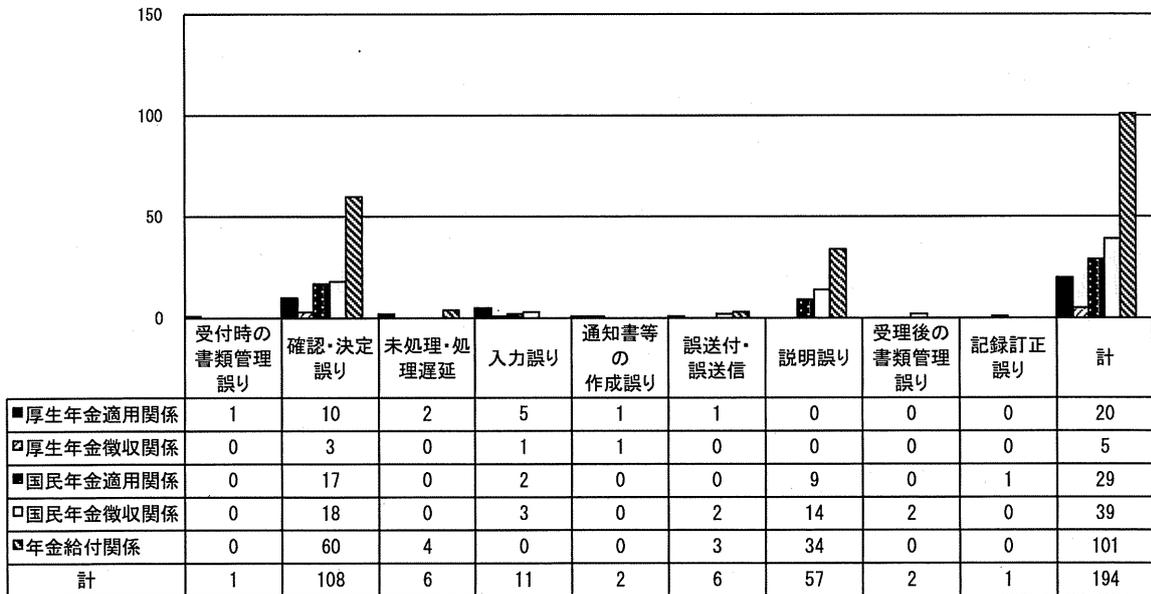
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
件数	43(5)	2	0	0	4	2	3	7(3)	6	10(4)	21(6)	40(12)	194(45)
割合	22.2%	1.0%	0.0%	0.0%	2.1%	1.0%	1.5%	3.6%	3.1%	5.2%	10.8%	20.6%	100.0%

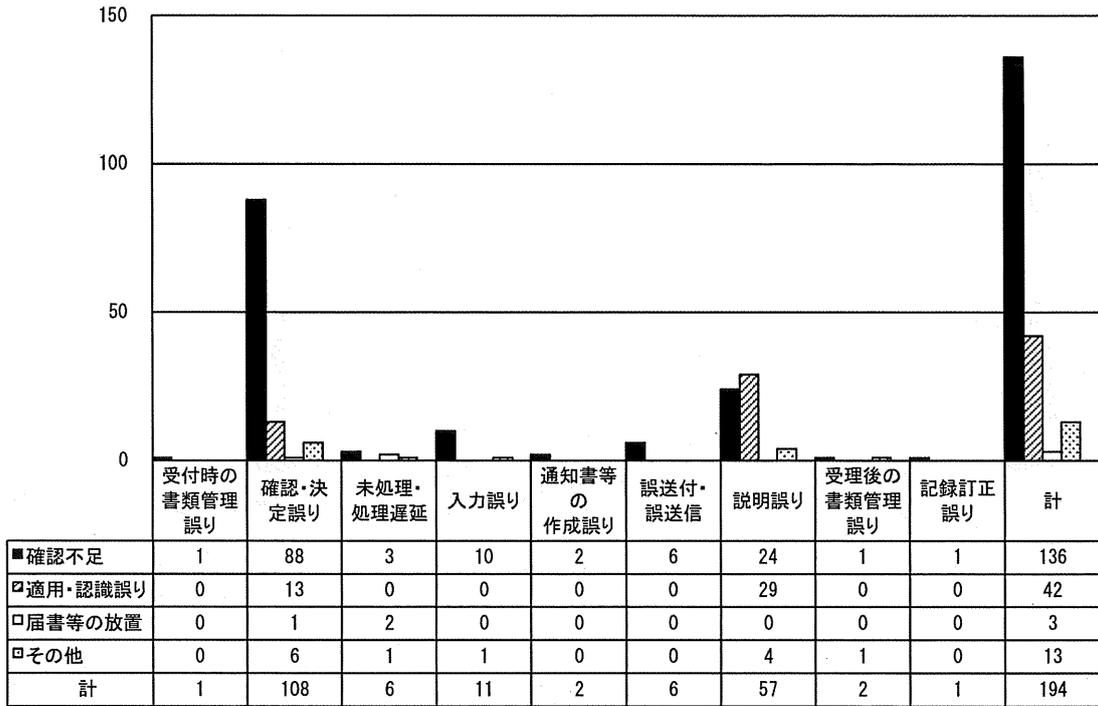
← 社会保険庁時代が発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

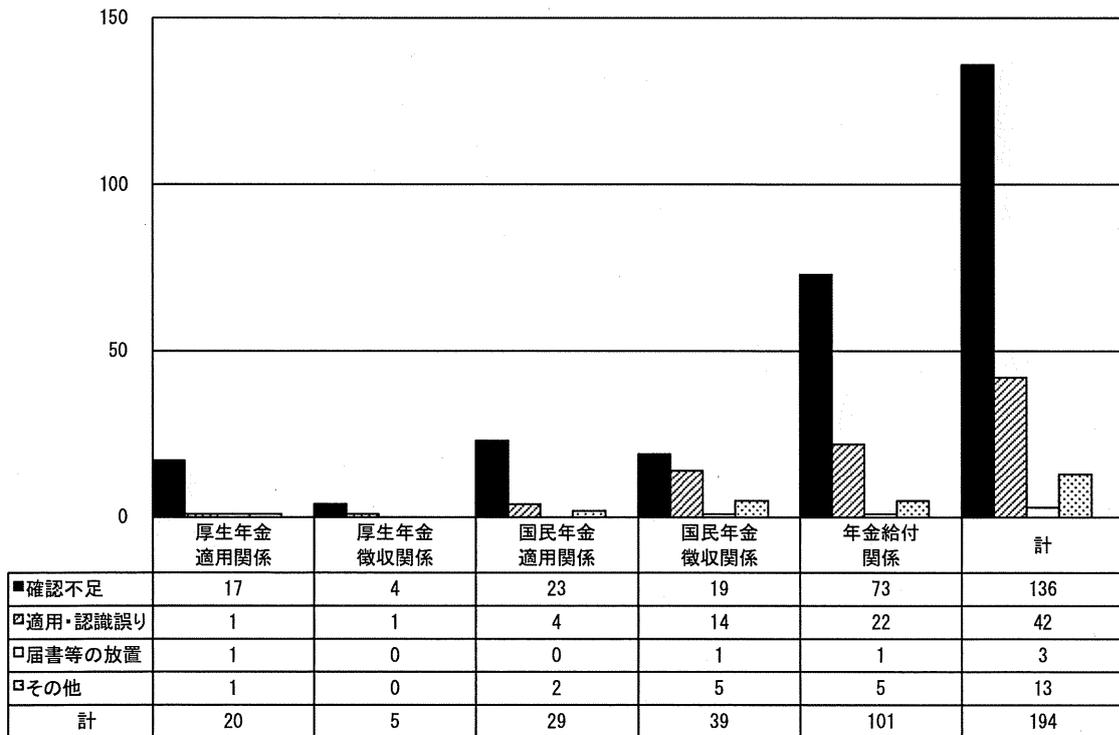
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



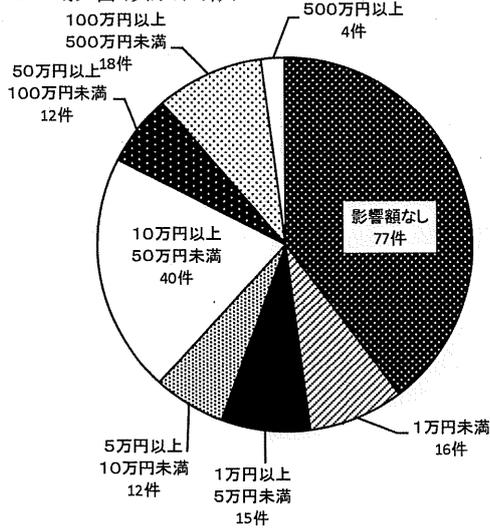
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

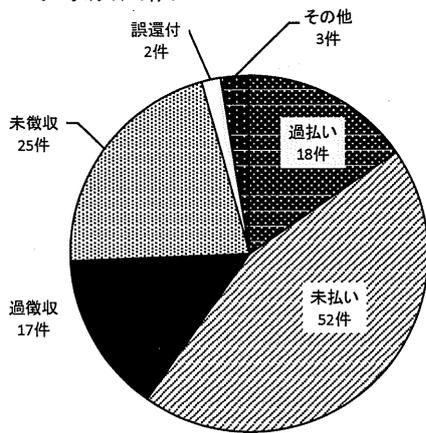


5 影響額別内訳



影響額	制度					計
	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	
影響額なし	11	4	13	18	31	77
1万円未満	2	0	1	8	5	16
1万円以上 5万円未満	0	0	5	4	6	15
5万円以上 10万円未満	0	1	3	2	6	12
10万円以上 50万円未満	1	0	7	4	28	40
50万円以上 100万円未満	1	0	0	1	10	12
100万円以上 500万円未満	4	0	0	2	12	18
500万円以上	1	0	0	0	3	4
計	20	5	29	39	101	194

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	18件	11,087,800	615,988
未払い	52件	42,574,477	818,739
過徴収	17件	10,167,891	598,111
未徴収	25件	13,338,065	533,522
誤還付	2件	2,564,580	1,282,290
その他	3件	6,863,479	2,287,826
計	117件	86,596,292	740,139

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過徴収と未徴収と未払い	1件	4,819,399円
誤還付と未徴収	1件	224,080円
未払いと過徴収	1件	1,820,000円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	104件	53.6%
外部	90件	46.4%
計	194件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2019年10月1日	年金の再裁定等による遡及支払により所得基準額を超えた方への年金生活者支援給付金の支給誤り	74名	過払い	452,068円

### Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。

当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和2年2月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	38件	1,769万円	105,423件	606.5億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	1,097件	2.8億円	3,429件	8.7億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	5件	1,116万円	1,591件	12.9億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	5件	674万円	165件	3,562万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	5件	95万円	98件	840万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	8件	4,097万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	162件	1,998万円	340件	6,180万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生日月の誤り	未払い	10件	211万円	249件	4,028万円
13	旧共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	3件	338万円	21件	2,352万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日月の誤り	未払い	148件	1,068万円	1,576件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	17件	456万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	4件	293万円	11件	757万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	29件	3,022万円	1,791件	14.5億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	1件	1万円	67件	273万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	1件	37万円	22件	4,438万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	1件	112万円	9件	138万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	2件	182万円	30件	2,034万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	3件	3,233万円	38件	3.3億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	23件	83万円	22,397件	13.9億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	4件	187万円	572件	6.9億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	7件	4,371万円	297件	11.9億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	1,003件	2,681万円	74,354件	13.9億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由が該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	10件	703万円	77件	1.2億円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

## ○日本年金機構の令和2年1月分の事務処理誤り一覧(1～24ページ)

- |             |       |     |             |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | ..... | 1P  | 整理番号 1～18   |
| 2. 厚生年金徴収関係 | ..... | 4P  | 整理番号 19～22  |
| 3. 国民年金適用関係 | ..... | 5P  | 整理番号 23～45  |
| 4. 国民年金徴収関係 | ..... | 8P  | 整理番号 46～78  |
| 5. 年金給付関係   | ..... | 13P | 整理番号 79～159 |

## ○システム事故等一覧(25ページ)

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(26～28ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2019年 7月12日	2019年 7月22日	<p>○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行い保険証を正しい事業所に送付しました。</p> <p>●担当部署において、届書の受付処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
2			福島	東北福島	2019年 8月28日	2019年 9月5日		1事業所	なし	0
3			宮城	仙台広域 事務センター	2019年 5月31日	2019年 12月18日		2名	なし	0
4			東京	東京広域 事務センター	2018年 7月11日	2019年 2月6日		2名	過徴収	400
5			大阪	大阪広域 事務センター	2018年 9月1日	2019年 6月25日		1事業所	未徴収	626,516
6	算定基礎届の誤り	入力誤り	北海道	事務センター	2018年 8月16日	2019年 11月6日	<p>○内部点検により、委託業者における算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●委託業者に対し、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所	未徴収	2,788,186
7			北海道	事務センター	2018年 8月30日	2019年 7月19日		1事業所	未徴収	2,579,315
8	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 6月27日	2019年 12月18日	<p>○事業所から問合せがあり、資格喪失者の賞与支払届を処理した際に確認が不足し、資格喪失記録を登録しなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、資格喪失記録の再登録を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、一旦取消した資格喪失記録の再登録を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	6,741,326
9	賞与支払届の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2019年 10月23日	2019年 11月14日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者における賞与支払届の賞与額の入力時の確認不足により、賞与額を誤って入力したため、誤った標準賞与額を通知していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して賞与支払届の処理時の賞与額の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
10	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年10月17日	2020年1月9日	○内部点検により、被扶養者(異動)届の処理時に確認を誤り、国民年金第三号被保険者の該当処理を不要としたため、国民年金第三号被保険者該当通知書を送付していないことが判明しました。 ●入力処理を行い、国民年金第三号被保険者該当通知書を送付しました。 ●担当部署において、被扶養者(異動)届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	25名	なし	0
11	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2019年7月29日	2019年10月18日	○お客様から問合せがあり、委託業者において70歳以上被用者該当届の受付処理時に確認を誤り、誤った事業所整理記号で被用者記録を入力したため記録が重複し、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、受付処理時に事業所整理記号の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	294,445
12	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	秋田	大曲	2017年11月21日	2019年8月20日	○事業所から問合せがあり、処理手順の確認不足により、二以上勤務者の資格喪失届を処理する際に、誤って被保険者期間が継続するものとして入力したため、誤った被保険者期間を基に老齢厚生年金を決定し、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについては返納の処理を行いました。 ●担当部署において、二以上勤務被保険者にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,482
13	厚生年金適用関係届書等の誤り	入力誤り	山梨	甲府	2019年2月1日	2019年3月25日	○事業所から問合せがあり、新規適用届の確認不足により、適用種別を誤って入力したため、誤った適用種別が記載された新規適用決定通知が送付されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、新規適用届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
14	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	大阪	大阪広域事務センター	2019年9月6日	2019年9月9日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の提出勸奨状を作成する際の確認が不足し、既に提出されている事業所には不要な提出勸奨状を送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、算定基礎届の提出勸奨状の作成時の確認を徹底するよう周知しました。	820事業所	なし	0
15	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	小倉北	2019年9月27日	2019年10月3日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の健康保険被保険者資格証明書が混在して送付されていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した健康保険被保険者資格証明書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
16	厚生年金適用関係届書等の誤り	受付時の書類管理誤り	香川	高松広域事務センター	2019年12月2日	2019年12月16日	○事業所から問合せがあり、委託業者における書類の管理不足から資格取得届の受付登録及び処理が行われておらず、決定通知書等が送付されていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。受付登録及び処理を行い、決定通知書等を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を適切に行うとともに経過管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう指導しました。	17事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
17	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	埼玉	大宮	2017年 5月18日	2017年 10月3日	<p>○内部点検において、資格喪失届等の厚生年金適用関係届書について、進捗確認が不足し、処理が遅れたことにより、通知書の未送付があることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。処理を行い通知書は発送しました。</p> <p>●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
18			大阪	堀江	2019年 7月頃	2019年 10月15日	<p>○内部点検において、二以上勤務者の算定基礎届について、進捗確認が不足し、処理が遅れたことにより、保険料の未徴収、過徴収及び年金の未払いがあることが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。処理を行い、保険料について未徴収は納付いただき、過徴収は還付の処理を行い、また、正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。</p>	71事業所 2名	その他	4,819,399

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
19	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎北	2019年 12月19日	2019年 12月19日	○担当部署で確認したところ、保険料領収時の滞納保険料の確認不足により、滞納金額よりも多い金額を領収してしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、領収時の滞納保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	74,975
20			東京	足立	2019年 12月11日	2019年 12月11日	○事業所から問合せがあり、払渡金通知書を作成する際の確認が不足し、誤った払渡期日を記載して作成・送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい払渡期日を記載した払渡金通知書を送付しました。 ●担当部署において、払渡金通知書作成時の払渡期日の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
21			香川	高松西	2019年 11月21日	2019年 11月22日	○事業所から問合せがあり、納入告知書の発送準備において確認が不足し、本来は事業所から別途依頼のあった送付先へ送付すべきところ、事業所所在地へ送付されていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、希望する事業所については納入告知書を再送付しました。 ●担当部署において、納入告知書の発送準備における確認を徹底するよう周知しました。	102事業所	なし	0
22	二以上事業所勤務者の誤り	入力誤り	兵庫	明石	2019年 9月11日	2019年 12月19日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時の確認不足により、保険料額を誤って入力したため、誤った保険料が記載された納入告知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい保険料が記載された納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、保険料額入力後の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
23	国民年金資格取得届の誤り	入力誤り	東京	東京広域事務センター	2018年3月頃	2018年5月10日	○年金事務所から連絡があり、国民年金資格取得届を処理する際の入力を誤ったため、誤った住所を登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
24	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	福井	福井	2018年10月4日	2019年11月18日	○お客様から問合せがあり、市町村において、資格記録の確認不足により、本来必要のない国民年金資格喪失届を受理したため、保険料が誤還付及び未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行い、未徴収の保険料について保険料を現金領収しました。 ●市町村に対し、届書を受付する際の資格記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	その他	224,080
25	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2018年6月22日	2019年4月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、従前の口座からの口座振替を希望していたにもかかわらず、処理が漏れたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の口座振替希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	32,180
26			新潟	三条	2019年3月28日	2019年4月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、従前の口座からの口座振替を希望していたにもかかわらず、処理が漏れたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の口座振替希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	640
27			石川	七尾	2017年6月26日	2019年12月5日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,810
28			石川	金沢広域事務センター	2016年1月26日	2019年11月21日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	401,090

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
29	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	岩手	宮古	2017年4月頃	2019年10月29日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	392,200
30			香川	高松広域事務センター	2015年2月25日	2019年12月11日	<p>○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、満額に必要な納付月数が不足していることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	16,490
31			香川	高松広域事務センター	2015年4月2日	2019年12月11日	<p>○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	195,970
32	国民年金任意加入申出書の誤り	入力誤り	大阪	枚方	2005年4月6日	2019年7月10日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の入力を誤り、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
33		説明誤り	福岡	小倉北	2019年3月頃	2019年10月17日	<p>○事務センターから連絡があり、市町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意期間となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●市町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。</p>	1名	なし	0
34		福岡	東福岡	1992年10月頃	2019年10月15日	<p>○担当部署で確認したところ、市町村において、海外転入の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●市町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。</p>	1名	なし	0	
35		大阪	八尾	2017年11月17日	2019年8月8日		1名	なし	0	
36		福岡	八幡	2008年1月1日	2019年9月9日		1名	なし	0	
37		大阪	大手前	1998年2月27日	2019年7月10日		1名	なし	0	
38		兵庫	加古川	2018年3月26日	2019年8月28日		<p>○お客様から問合せがあり、本人が希望していたにもかかわらず、任意加入の案内を漏らしていたため、任意加入することができないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、年金相談時の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。</p>	1名	未徴収	261,800

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
39	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	沖縄	那覇	2015年 3月20日	2016年 6月30日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認が不足し、必要な高齢任意加入及び後納の案内を漏らしていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	218,590
40			東京	杉並	1978年 1月頃	2018年 3月15日	○お客様から問合せがあり、市町村において、任意加入が可能であるにもかかわらず、加入が出来ないと誤った案内を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、任意加入時の記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	387,140
41	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	2015年 10月2日	2019年 11月12日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、訂正処理を漏らしたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録補正時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	84,840
42		記録訂正誤り	東京	足立	2004年 6月24日	2018年 12月17日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
43	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	鶴見	2013年 11月頃	2018年 12月19日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しなくなった際の勤奨が漏れ、第1号被保険者への種別変更がされず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,040
44	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 10月29日	2020年 1月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号関係届を処理する際の確認が不足し、氏名変更処理のみを行い、国民年金第3号種別変更の処理が漏れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号関係届処理を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
45	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 2月25日	2019年 8月29日	○市町村から連絡があり、国民年金被保険者転入事実調査票を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要と判断したため、不在者として管理され、納付書が届かず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金被保険者転入事実調査票の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	65,960

## 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
46	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	新潟	六日町	2019年6月頃	2019年12月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出書を処理する際の確認が不足し、同時に提出のあった国民年金資格取得届のみ行い、国民年金付加保険料納付申出書の処理が漏れ、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料納付申出書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	2,400
47		説明誤り	大阪	城東	2019年2月27日	2019年5月10日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金付加保険料の手続きをする際に、当月中の手続きを案内すべきところ、案内が漏れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について、還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、国民年金付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	1,190
48	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	愛知	半田	2019年9月24日	2019年10月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際の納付期限の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納申込書処理時の納付期限の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	15,280
49			福岡	博多	2018年8月29日	2018年9月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際の納付期限の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、追納申込書処理時の納付期限の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
50	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	千葉	幕張	2019年1月4日	2019年9月27日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の説明を誤ったため、希望しない期間で免除が承認されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
51			山口	山口	2019年7月18日	2019年9月20日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の説明を誤ったため、希望しない免除区分で免除が承認されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
52			愛知	刈谷	2016年7月4日	2017年6月16日	○市町村から連絡があり、市町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の説明を誤ったため、希望しない免除区分で免除が承認され、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	48,990

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
53	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	愛知	刈谷	2017年 7月4日	2017年 10月11日	○市町村から連絡があり、市町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の説明を誤ったため、希望しない免除区分で免除が承認され、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	2名	未徴収	8,240
54			千葉	松戸	2019年 5月13日	2019年 8月13日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認が不足し、継続申請取下申出の案内を漏らしたため、希望しない免除が承認されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
55	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	2006年 4月25日	2019年 6月4日	○担当部署で確認したところ、免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	749,550
56			富山	魚津	1986年 9月10日	2019年 9月11日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	408,590
57			山形	米沢	1988年 10月19日	2019年 3月27日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	57,290
58		説明誤り	神奈川	平塚	2017年 2月17日	2018年 11月19日	○お客様から問合せがあり、市町村において、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
59			東京	杉並	2005年 9月頃	2017年 9月15日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納により納付するよう案内しなければならぬところ、誤って追納によらず納付するよう案内していたため、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	誤還付	2,479,740

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
60	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2019年3月頃	2019年4月22日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、入力締切日の確認が不足し、締切日後に処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時のスケジュール確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	97,780
61			東京	渋谷	2018年1月16日	2018年4月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、入力締切日の確認が不足し、希望しない月から口座振替変更の処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時のスケジュール確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
62			福島	東北福島	2018年5月11日	2019年6月3日	○担当部署で確認したところ、国民年金口座振替停止後の処理手順の確認が不足し、口座振替納付の再開処理を行わなかったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金口座振替納付緊急停止後の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	650
63	国民年金保険料納付書の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2019年3月29日	2019年6月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	29,240
64			香川	高松広域事務センター	2018年9月5日	2019年9月2日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	224,450
65		説明誤り	大阪	天王寺	2017年9月頃	2019年4月11日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出の案内を漏らしたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、必要な案内を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	1,240
66		確認・決定誤り	広島	広島西	2018年1月26日	2018年3月28日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認不足により、納付書発行依頼を受けたにもかかわらず、納付書の作成を行わなかったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	7,800

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
67	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2019年 4月9日	2019年 6月28日	○お客様から問合せがあり、納付書発行時の確認不足により、前納希望にもかかわらず前納納付書を作成しなかったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	186,350
68	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2019年 2月1日	2019年 11月8日	○担当部署で確認したところ、還付金が振込不能となった際は、お客様に対して口座の確認が必要であるにもかかわらず、確認不足からお客様への確認を行わなかったため、還付金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,290
69		説明誤り	京都	上京	2019年 4月18日	2019年 5月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料還付請求書の記入を案内をする際、代理人欄の記入が必要であるにもかかわらず、記入不要と案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金保険料還付請求書について必要な案内を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
70	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	東京	青梅	2020年 1月7日	2020年 1月14日	○担当部署で確認したところ、配当計算書を送付する際の確認不足により、誤った送付日で送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、配当計算書の送付日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
71			大阪	堺東	2019年 10月30日	2019年 11月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の差押をする際の確認不足により、別人の口座を差押していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、差押の取消を行いました。 ●担当部署において、差押時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
72			大阪	枚方	2019年 10月24日	2019年 10月24日	○お客様から問合せがあり、督促状を送付する際の確認不足により、督促状発行の対象でない方に対し、誤って督促状を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、督促状発行対象者の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
73		入力誤り	東京	東京広域 事務センター	2019年 11月頃	2019年 11月21日	○お客様から問合せがあり、領収済通知書の領収年月日を入力処理する際に、領収年月日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
74		説明誤り	東京	足立	2019年 9月6日	2019年 10月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の交付要求をする必要があったにもかかわらず、交付要求をしないと誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、交付要求しました。 ●担当部署において、交付要求の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
75	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	神奈川	厚木	2018年 2月1日	2018年 2月7日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料還付請求書を発送する際に、他のお客様の国民年金保険料還付請求書が誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料還付請求書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
76	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	埼玉	埼玉広域事務センター	2019年10月25日	2019年10月28日	<p>○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、免除承認結果通知書を発送する際に、他のお客様の免除承認結果通知書が誤って送付されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した免除承認結果通知書を回収し、正しい送付先に送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
77	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	兵庫	事務センター	2019年6月4日	2019年10月17日	<p>○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。</p> <p>●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	なし	0
78			東京	東京広域事務センター	2019年2月頃	2019年6月27日	<p>○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。</p> <p>●委託業者の担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度届書を提出していただきました。</p> <p>●委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう指導しました。</p>	1名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
79	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	沖縄	コザ	2005年 3月3日	2018年 11月29日	○未支給年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	473,646
80			栃木	宇都宮西	2004年 4月7日	2019年 3月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、60歳から老齢厚生年金を受給できるにもかかわらず受給権がないものと扱い、特例高齢任意加入の申出を受付し保険料を収納したため、年金が未払いとなっていること及び国民年金保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いし、過徴収となった国民年金保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、高齢任意加入受付時及び年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	1,820,000
81			大阪	豊中	2008年 10月2日	2019年 1月22日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	145,200
82			神奈川	相模原	1998年 2月5日	2018年 1月15日	○年金相談センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	83,766
83			福島	平	1983年 3月頃	2019年 3月27日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,240
84			大阪	平野	1996年 8月1日	2018年 12月18日	○事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の提出により老齢年金の受給要件を満たすこととなる方に対し、本来であれば届書提出日を受給権発生日として老齢年金を決定すべきところ、受給権発生日を1月誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,350
85			岡山	岡山広域 事務センター	2015年 10月頃	2019年 12月6日	○共済組合から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金請求書を受付する際、共済組合期間を有する方の請求の場合は、機構における処理だけでなく共済組合へ回付する必要があるところ、回付が漏れていたため、共済組合において老齢年金の決定が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ老齢年金請求書を回付しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が老齢年金を請求する場合の取扱いについて再確認しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
86	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	練馬	1984年 10月頃	2017年 10月5日	○担当部署において確認したところ、生年月日の確認不足から、通算老齢年金の受給権発 生年月日を誤って決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返 納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録や戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう 周知しました。	1名	過払い	29,683
87			東京	練馬	2015年 2月頃	2018年 8月6日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記 録に基づき老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金につ いて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	1,789,911
88		説明誤り	東京	目黒	2018年 11月28日	2019年 6月28日	○お客様から問合せがあり、手続きに必要なとなる届書の理解不足から、雇用保険の基本手 当の受給終了後に提出いただく必要のある申立書の案内をしていなかったことが判明しまし た。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、雇用保険を受給している場合に必要となる手続きを再確認しました。	1名	なし	0
89			愛知	大曾根	2011年 7月6日	2018年 9月6日	○未支給年金請求時の記録確認により、過去の年金相談の際に通算対象期間の確認不足 から、通算老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていな かったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金請求書を受付し処理を行い、 お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,105,257
90			鳥取	米子	2019年 9月12日	2019年 10月15日	○事務センターから連絡があり、受給要件の確認不足から、老齢年金の受給権が発生する 前にお亡くなりになったため老齢年金の請求はできないにもかかわらず、遺族の方に対し 誤って年金請求の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
91			福岡	直方	2019年 7月31日	2019年 8月5日	○老齢年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要 件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しまし た。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
92			岡山	倉敷東	2011年 12月5日	2018年 5月21日	○担当部署において確認したところ、年金記録訂正時の確認不足から、農林共済組合期間 が判明したため記録訂正を行った際に、退職共済年金の請求の案内を漏らし請求書を受付 しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様 に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の訂正時には請求漏れの年金がないかの確認を徹底する よう周知しました。	1名	未払い	501,065

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
93	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	青森	青森	2014年7月頃	2019年8月6日	○担当部署において確認したところ、コールセンターにおいて老齢厚生年金の繰下げ請求の手続きの説明を行う際、特別支給の老齢厚生年金の請求手続きが必要であることについてお客様に説明しなかったため、特別支給の老齢厚生年金の請求が遅れ、一部の期間が時効消滅により未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●コールセンターの委託業者に対し、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう指示しました。	1名	未払い	81,000
94			栃木	宇都宮西	2019年12月2日	2019年12月16日	○担当部署において確認したところ、老齢年金請求の手続きを説明する際、必要書類の確認不足から、必要となる添付書類を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金請求手続きに必要な書類を再確認しました。	1名	なし	0
95			佐賀	唐津	2019年3月18日	2019年3月28日	○担当部署において確認したところ、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って通算老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
96	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	2009年11月24日	2017年9月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	87,672
97			京都	事務センター	2000年5月11日	2017年11月6日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	86,803
98			岡山	津山	1993年9月22日	2019年8月8日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金決定時に厚生年金の被保険者期間を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	297,114
99			和歌山	和歌山西	2019年2月26日	2019年3月26日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、離婚時みなし被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず老齢基礎年金のみを決定したことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	262,882

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
100	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	1986年 3月22日	2019年 2月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金決定時に厚生年金基金の加入記録の登録を誤ったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	138,312
101			新潟	六日町	2011年 9月22日	2019年 8月23日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害年金の受給権発生により法定免除となる国民年金被保険者期間について、追納の申込を行わないまま保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い老齢基礎年金を決定したため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。なお、老齢基礎年金は支給停止中であったため、過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	96,500
102			新潟	六日町	2012年 8月16日	2019年 8月20日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。なお、老齢基礎年金は支給停止中であったため、過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	105,970
103			埼玉	大宮	1997年 2月20日	2018年 12月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金の裁定処理において、厚生年金期間の登録処理を誤り老齢厚生年金の決定が漏れたため、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金の裁定処理時における登録内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,127,137
104			千葉	幕張	1980年 11月頃	2017年 3月28日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に標準報酬月額登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	169,928
105			佐賀	佐賀	1981年 7月21日	2018年 11月13日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金保険の第四種被保険者期間の標準報酬月額登録を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	186,665
106			神奈川	相模原	1996年 12月26日	2019年 2月6日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず老齢基礎年金のみを決定したことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	516,603
107	老齢年金の繰上げの誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2018年 9月3日	2018年 11月13日	○お客様から問合せがあり、年金請求書受付時の確認不足から、老齢年金の繰上げ請求書を受付した際、誤った日付で受付印を押印しそのまま処理を行ったため、お客様の意向と異なる月から繰上げ支給を開始し年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金の繰上げ請求書受付時に受付印を押印する際は、日付の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	49,176

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
108	老齢年金の繰上げの誤り	説明誤り	広島	広島西	2017年 6月9日	2017年 8月25日	○機構本部から連絡があり、制度の理解不足から、老齢年金の繰上げ請求後は障害年金の事後重症請求ができなくなるにもかかわらず、そのことを説明せず繰上げ請求書を受付したことから、障害年金の事後重症請求ができなくなり、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰上げ支給の老齢年金の決定を取消し、事後重症請求に係る処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰上げ制度について再確認しました。	1名	未払い	19,965
109			青森	弘前	2018年 10月31日	2019年 5月14日	○共済組合から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、共済組合が支給する老齢厚生年金の定額部分が支給されているため、老齢基礎年金の一部繰上げ請求をすべき方に対し、誤って全部繰上げ請求の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金の繰上げ請求があった際は、年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	549,905
110	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	茨城	日立	2019年 4月3日	2019年 6月10日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,311,587
111		説明誤り	東京	文京	2019年 7月10日	2019年 10月11日	○お客様から問合せがあり、繰下げ支給の老齢年金の受給を希望している方に対し、必要書類の確認不足から、窓口で誤って65歳から受給するための請求書をお客様へ案内し受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求の手続きについて再確認しました。	1名	過払い	1,388,735
112			神奈川	高津	2017年 9月9日	2019年 4月4日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおける相談時に、繰下げ請求した場合の年金見込額を誤って説明したことから、お客様が誤解し、お客様の希望である65歳請求ではなく繰下げ請求を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金見込額説明時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	162,472
113			福岡	南福岡	2018年 5月18日	2019年 7月16日	○年金相談時の記録確認により、委託社会保険労務士が、過去の年金相談の際に繰下げ制度の理解不足から、共済が支給する老齢厚生年金を既に受給しているため年金機構が支給事務を行う老齢厚生年金については繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
114	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	1989年 2月9日	2019年 8月26日	○他の年金事務所から連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足から、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、遺族厚生年金の支払いは差止めとなっていたので、年金の過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
115	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2019年 7月25日	2019年 10月3日	○担当部署において確認したところ、遺族年金決定時の確認不足から、母と生計同一であることから、遺族基礎年金の支給を停止すべきところ支給停止しなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には支給停止の必要の有無の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	753,194
116			大阪	大阪広域 事務センター	2018年 9月27日	2019年 11月19日	○担当部署において確認したところ、戸籍謄本等に記載の死亡年月日の確認不足から、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	125,498
117		説明誤り	沖縄	浦添	2014年 3月5日	2018年 4月6日	○市区町村から連絡があり、年金相談時における受給要件の確認不足から、遺族厚生年金が請求可能にもかかわらず、遺族厚生年金が請求できることを説明していなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	404,605
118	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	八幡	1973年 11月1日	2017年 1月24日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、障害年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	177,877
119			埼玉	埼玉広域 事務センター	2019年 10月1日	2019年 12月10日	○年金事務所から連絡があり、受付印押印時の確認不足から、委託業者が本来の受付日とは異なる日付を障害厚生年金請求書に押印したことにより、誤った受給権発生年月日で障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、受付印押印時の受付日の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	108,631
120		説明誤り	東京	杉並	2019年 4月12日	2019年 8月26日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、障害の程度の審査日から1年経過後に障害年金の額改定請求が可能となる方に対し、障害年金を新たに請求することができると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談時には障害状態の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
121			山口	山口	2019年 7月1日	2019年 12月23日	○年金相談時の記録確認により、前回の年金相談時における納付要件の確認不足から、委託社会保険労務士が本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
122	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	千葉	松戸	2016年 11月28日	2018年 3月22日	○市区町村から連絡があり、市区町村の年金相談時における障害状態の確認不足から、障害基礎年金の事後重症請求ができる方に対し、事後重症請求を案内しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、事後重症請求について再確認するよう依頼しました。	1名	未払い	909,180
123	加給年金の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2005年 11月8日	2018年 10月5日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金請求書処理時の確認不足から、子の加算の対象となる子が3人いるにもかかわらず、2人と登録したため、1人分の子の加算が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時には子の加算の対象となる子の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	127,132
124			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 2月25日	2019年 12月6日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の確認不足から、加給年金額の加算対象となる子の氏名を誤って登録し老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。 ●担当部署において、加給年金額の加算対象となる子の登録を行う際は、戸籍などの添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
125			東京	東京広域 事務センター	2016年 9月30日	2019年 10月3日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の確認不足から、生計維持関係のある配偶者がいるにもかかわらず、いないものとして登録したため、65歳到達時に加給年金額の加算に必要な生計維持確認届がお客様に送付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様から届書を提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には生計維持関係のある配偶者の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
126			説明誤り	栃木	栃木	2011年 9月1日	2019年 4月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、加給年金の加算要件の確認不足から、加給年金の加算のために加給年金額加算開始事由該当届を受付する必要があるにもかかわらず、加給年金額加算開始事由該当届の案内をしなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金額加算開始事由該当届を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には加給年金の加算要件に該当するかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
127	再裁定の誤り	確認・決定誤り	栃木	栃木	2002年 3月2日	2019年 7月12日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定の処理を漏らしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	176,204

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
128	再裁定の誤り	確認・決定誤り	山口	宇部	1994年 6月9日	2016年 2月23日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、遺族年金の決定時にお亡くなりになった配偶者の老齢年金の再裁定を行うべきところ、老齢年金の再裁定を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の決定を行う際は、配偶者が受給していた老齢年金の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	997,647
129			埼玉	所沢	1997年 7月頃	2018年 9月13日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者記録の一部を誤り年金の再裁定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	543,045
130			山形	米沢	2013年 4月頃	2019年 6月5日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、年金決定後に受給権発生前の期間の賞与が登録されたにもかかわらず、年金の再裁定を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に賞与支払届が処理された場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,505
131			本部	中央 年金センター	2018年 12月26日	2019年 6月13日	○担当部署において確認したところ、記録訂正に伴い老齢厚生年金の再裁定を行った際に、遺族厚生年金との年金選択処理を誤り、老齢厚生年金の支給停止年月日を誤って登録したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,135
132			年金選択の誤り	確認・決定誤り	福岡	小倉南	2019年 1月24日	2019年 6月4日	○お客様から問合せがあり、共済組合から支給される特例年金の受給状況の確認不足から、お客様に不利となる年金選択申出書を受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名
133	長野	小諸			2017年 10月16日	2017年 11月28日	○共済組合から連絡があり、共済年金の支給状況の確認不足から、お客様の意向と異なりお客様に不利となる年金選択方法で年金選択申出書を受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,013

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
134	年金選択の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	小田原	1996年 10月31日	2019年 1月16日	<p>○未支給年金請求時の記録確認により、年金選択処理時の確認不足から、遺族厚生年金・遺族共済年金と退職年金を受給している方の選択処理を誤り、遺族厚生年金・遺族共済年金を支給し退職年金の2分の1を支給停止すべきところ、遺族厚生年金を誤って支給停止したため、遺族厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	688,237
135			埼玉県	春日部	2009年 1月6日	2019年 1月16日	<p>○お客様から問合せがあり、年金選択処理時の確認不足から、お客様の意向と異なる年金選択処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	1,795,003
136		説明誤り	静岡県	富士	2018年 6月1日	2018年 7月10日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が年金選択申出書を受付する際、お客様の意向とは異なる年金選択方法を記載するよう誤って説明し年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	未払い	116,410
137			静岡県	富士	2016年 12月26日	2017年 4月14日	<p>○お客様から問合せがあり、制度の理解不足から、児童扶養手当よりも高額となる老齢年金を受給している場合は、児童扶養手当は受給できないにもかかわらず、老齢年金を受給しても児童扶養手当は受給できると誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、老齢年金と児童扶養手当との併給調整について再確認しました。</p>	1名	なし	0
138	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2016年 11月12日	2017年 11月20日	<p>○内部点検において、未支給年金請求書審査時の確認不足から、配偶者が死亡しているなどにより、加給年金額の加算要件を満たさなくなっている場合は、加給年金額加算の不該当処理を行った上で未支給年金を支払うべきところ、不該当処理を行わずに未支給年金を支払ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、未支給年金請求書審査時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	5名	過払い	107,338
139		説明誤り	新潟県	六日町	2020年 1月23日	2020年 1月27日	<p>○担当部署において確認したところ、手続きに必要な添付書類の理解不足から、未支給年金請求に必要な添付書類を必要であると誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、未支給年金請求に必要な添付書類について再確認しました。</p>	1名	なし	0
140	年金見込額の誤り	説明誤り	京都府	京都南	2019年 9月27日	2019年 12月23日	<p>○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った年金額が記載された年金見込額回答票をお渡しし説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
141	振替加算の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2019年8月26日	2019年10月10日	○年金事務所から連絡があり、届書処理時の確認不足から、老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出があつたにもかかわらず処理不要として扱つたため、振替加算の処理が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	255,008
142	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	兵庫	加古川	2019年8月7日	2019年9月10日	○お客様から問合せがあり、年金の振込先変更スケジュールの確認不足から、委託社会保険労務士が変更後の金融機関の口座に振り込みが開始される時期について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
143	年金相談時の記録確認誤り	説明誤り	長崎	長崎南	2018年3月6日	2020年1月15日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、誤って別のお客様の年金記録に基づき年金相談を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時におけるお客様確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
144	時効特例給付の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2017年3月30日	2018年6月28日	○お客様から問合せがあり、厚生年金被保険者記録が判明したため、時効特例給付及び遅延加算金の支払いを行うべきところ、委託社会保険労務士が時効特例給付対象者報告書を作成の上機構本部へ送付しなかったことから、時効特例給付及び遅延加算金の支払いが行われず未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	1,151,328
145	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	佐賀	唐津	2017年2月頃	2019年6月20日	○担当部署において確認したところ、被用者年金一元化に伴う在職支給停止の激変緩和措置の対象とならない方について、誤って激変緩和措置の対象としたことから、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、在職支給停止の激変緩和措置について再確認しました。	2名	過払い	1,865,855
146	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	2019年3月7日	2019年3月19日	○事務センターから連絡があり、死亡一時金の支給状況の確認不足から、過去に死亡一時金を支給済みの方にかかる死亡一時金請求書を再度受付し死亡一時金を再度支払つたため、死亡一時金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの死亡一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金請求書受付時には死亡一時金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	170,000
147		説明誤り	沖縄	那覇	2019年8月30日	2019年9月4日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が、死亡一時金の受給要件の確認不足から、お亡くなりになった方が既に老齢基礎年金を受給しているため、遺族は死亡一時金の受給ができないにもかかわらず、死亡一時金を請求できると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
148	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	福島	東北福島	2019年10月8日	2019年10月9日	○担当部署において確認したところ、支給要件の確認不足から、年金生活者支援給付金を受けることができる方に対し、誤って請求できないと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金生活者支援給付金請求書を受付しました。なお、給付金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、年金生活者支援給付金の支給要件を再確認しました。	1名	なし	0
149	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	福岡	南福岡	2019年7月29日	2019年11月19日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が標準報酬改定請求の説明時に合意分割の標準報酬改定請求書を受付すべきところ、誤って3号分割の標準報酬改定請求として受付したため、正しい標準報酬改定請求が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい標準報酬改定を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
150	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	愛知	昭和	2019年9月10日	2019年12月9日	○お客様から問合せがあり、届書受付後の確認不足から、提出のあった年金受給権者受取機関変更届の処理について誤って処理済としたため、年金振込先口座の変更処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。なお、年金に未払いはありませんでした。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	21名	なし	0
151			埼玉	所沢	2019年10月8日	2019年12月13日	○金融機関から連絡があり、年金受給権者受取機関変更届処理時の確認不足から、金融機関支店コードの確認を誤り登録を行ったため、年金が振込不能となり未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届処理時には振込先口座の金融機関支店コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	317,008
152			栃木	宇都宮西	2019年10月17日	2019年12月13日	○お客様から問合せがあり、市区町村における年金受給権者受取機関変更届の受付時に振込先金融機関の確認が不足していたことから、届書処理時に誤った支店コードで登録を行ったため、年金が振込不能となり未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、受給権者受取機関変更届受付時には振込先金融機関の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	204,850
153	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	福岡	南福岡	2019年11月27日	2019年11月29日	○市区町村から連絡があり、封入封緘時の確認不足により、他の市区町村に送付すべき障害年金請求にかかる書類を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の市区町村及びお客様にお詫びの上説明しました。お客様に直接、障害年金請求にかかる書類を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
154	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	東京	青梅	2019年11月29日	2019年11月29日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
155	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	東京	世田谷	2019年 2月21日	2019年 2月26日	○担当部署において確認したところ、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他の お客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を 回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
156	年金給付関係書類の 管理誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2019年 7月9日	2019年 9月25日	○お客様から問合せがあり、届書処理時の確認不足から、老齢厚生年金裁定請求書が他の 届書に紛れて処理が行われなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払わ れたことを確認しました。 ●担当部署において、届書処理時には他の届書が混在していないかの確認を徹底するよう 周知しました。	1名	未払い	125,382
157		未処理・処理遅 延	長野	伊那	2019年 2月27日	2019年 10月16日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、市区町村が未支給年金請求書 を未処理のまま保管し年金事務所へ送付しなかったため、年金が未払いとなっていることが 判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払わ れたことを確認しました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	2名	未払い	221,680
158			埼玉	所沢	2019年 12月13日	2020年 2月4日	○担当部署において確認したところ、年金事務所で受付した扶養親族等申告書について、申 告書受付後の進捗管理の不徹底から、機構本部への送付が遅れたことにより、申告書の処 理が遅れ申告内容が一部正しく反映されなかったため、税額が正しく計算されていないこと が判明しました。 ●対象のお客様に文書によりお詫びするとともに、申告書の処理を行い、正しい税額で再計 算を行い、未払いとなっている年金をお支払いしました。 ●担当部署において、扶養親族等申告書受付後の進捗管理を徹底するよう周知しました。	180名	未払い	596,837
159			神奈川	横浜中	2017年 7月18日	2017年 10月16日	○お客様から問合せがあり、届書の進捗管理不足から、老齢年金請求書を未処理のまま保 管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払わ れたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類 の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	37,021

### システム事故等一覧

項番	件名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	年金の再裁定等による遡及支払により所得基準額を超えた方への年金生活者支援給付金の支給誤り	2019年 10月1日	2020年 1月20日	<p>○年金生活者支援給付金は、前年分の年金支払額とその他の所得額等に基づき支給の認定を行っていますが、年金の再裁定等により年金の遡及支払が行われ前年分の年金支払額に変更が生じる方の一部について、正しい年金支払額に基づいた認定が行われず、年金遡及支払により所得基準額を超えた方に不該当処理が行われなかったため、年金生活者支援給付金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び不該当通知書を送付し、過払いとなった年金生活者支援給付金について、返納いただく対応を行いました。また、システムの該当部分については、改修を実施しました。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	74名	過払い	452,068円

(参考)「Ⅲ「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構と共済組合との間の情報連携不足</li> <li>・システム処理に起因するもの</li> <li>・機構における事務処理誤り</li> <li>・お客様からの届出漏れ</li> </ul> </li> <li>※平成29年9月公表済みのものと同種の事案</li> </ul>
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</li> <li>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</li> <li>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</li> <li>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</li> </ul>
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</li> <li>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</li> <li>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</li> <li>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</li> <li>○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</li> <li>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</li> <li>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
11	配偶者と離婚をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</li> <li>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。</li> <li>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</li> </ul>
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意加入することができる。</li> <li>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</li> <li>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</li> <li>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</li> <li>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</li> <li>○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</li> <li>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</li> </ul>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</li> <li>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔「三共済」〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</li> <li>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</li> </ul>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</li> <li>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</li> <li>○その際、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</li> </ul>
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がいる場合には加給年金を加えた額に改定している。</li> <li>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</li> <li>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</li> <li>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</li> <li>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</li> <li>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</li> <li>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</li> <li>○この届出が行われず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</li> </ul>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。</li> <li>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</li> <li>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</li> <li>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</li> </ul>
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</li> <li>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</li> <li>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。